

検体検査（感染症関連 他 8 分野）業務委託契約書（案）

沖縄県立南部医療センター・こども医療センター 院長 和氣 亨（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇〇〇〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇（以下「乙」という。）とは、検体検査（感染症関連 他 8 分野）業務（以下「本業務」という。）に関し、次のとおり業務委託契約を締結する。

（総 則）

第 1 条 乙は、本業務の全部又は一部を別に定める仕様書に基づき行うものとする。

2 乙は、前項の業務を誠実に履行し、甲は乙の業務履行に必要な協力を行うものとする。

3 甲および乙は、関係法令を遵守して本契約を履行する。

4 第 1 項の仕様書に定めのない細部の事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

（契約検査項目および検査料）

第 2 条 本契約における検査項目及び検査の単価は、別紙のとおりとする。

2 第 1 項の検査項目及び単価は、経済状況の変化、その他金額の変更を必要とする事由が生じた場合は、甲乙協議の上、改訂することができる。

（検査の実施）

第 3 条 乙は、前条に定める検査項目において、その検査実施基準により甲から依頼された項目の検査を行う。

（委託の要領）

第 4 条 甲は、検査の依頼項目、検査材料、採取方法、数量等、必要事項を乙が定める依頼様式に記入し、これを検体に添付して乙に交付する。

2 甲は検体を、乙指定の保存方法で保存し、良好な状態で乙指定の検体容器により、乙に交付する。

（受託者の義務）

第 5 条 乙は、本業務の医療における重要性を認識し、その精度の向上に努め、第 2 条の検査実施基準に従い誠実に検査を行い、甲に対し、速やかにその結果を所定の様式により報告するものとする。

（契約期間）

第 6 条 本契約の期間は、令和 5 年 2 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までとする。

(契約保証金)

第7条 本契約にかかる契約保証金は、〇〇〇〇円とする。(または免除する。)

(検査料の請求および支払方法等)

第8条 乙は、当該月の委託にかかわる検査料金を毎月末日（以下、請求締日という）に纏め、これに消費税額及び地方消費税額（1円未満の端数を切り捨てたもの）等を加算した金額を甲に対して翌月の第7営業日までに請求するものとする。

2 甲は乙から前項の適正かつ正当な請求を受けたときは、請求日から30日以内に、乙の指定する口座に振込により支払うものとする。

3 乙は甲が自己の理由により料金の支払いを遅延した場合、甲に対して前項の期間満了の翌日から支払の日まで、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十六号）第8条第1項の定める年率の割合で計算した遅延利息を加算した金額を請求できるものとする。

4 契約期間中途において消費税等の率が改正された場合には、改正後の税率により定めるものとする。

(受託した検査の再委託)

第9条 乙は、原則として本業務を第三者に再委託してはならない。ただしやむを得ず検査を再委託する場合は、その検査項目について事前に甲の承諾を得て、所定の検査案内書を明示しなくてはならない。

2 前項で甲の承認を得て業務を第三者に再委託する場合においても、乙の義務は免責されるものではない。

(再検査)

第10条 検査結果に疑義があるときは、乙は甲の指示に従い直ちに調査を行い、検体の保管期間内であるときは、必要に応じて再検査を行う。

(検体の取扱い)

第11条 乙は甲から交付を受けた検体を、本契約に定める検査の目的にのみ使用する。

2 乙は甲から交付を受けた検体にて本検査を終えた後、乙が定める期間、検体を保管する。

3 乙は前項の保管期間を経過した検体を慎重かつ適正に処分する。

4 極めて少量の検体の場合、乙は甲に対してその優先順位の確認を行い、甲の業務に混乱が起きないように努めなければならない。

(損害賠償)

第12条 乙は、この契約を履行するうえで乙の責めに帰すべき理由により、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

(免責事項)

第 13 条 第 2 条の検査実施基準に基づく本検査の実施において、検体の状態、または検査の技術的限界、その他乙の責めに帰すべからざる事由により、検査結果に過誤が生じたときは、乙は免責される。

(秘密保持)

第 14 条 甲および乙は、業務に関連して知り得た秘密情報を秘匿する義務を負い、これを第三者に洩らしてはならない。尚、本契約終了後も、この秘密を保持する義務を負うものとする。

(個人情報保護)

第 15 条 甲および乙は、秘密情報に個人情報が含まれる場合には、個人情報保護に関する法律およびその他個人情報に関する法令を遵守すると共に、関係省庁等の個人情報保護に関するガイドラインに従い、適正に個人情報を取扱うものとする。なお、細目は別記「個人情報取扱特記事項」に定めるものとする。

(契約の解除等)

第 16 条 甲は、乙が次の各号に該当する場合においては、この契約を直ちに解除することができる。

- (1) 本業務の契約に違反し、又は違反する恐れがあると認めたとき。
- (2) 本業務の契約の締結又は履行にあたり、乙又はその代理人に不正の行為があったとき。
- (3) 故意又は過失により甲に重大な損害を与えたとき。
- (4) 正当な理由がなく、契約の履行を怠ったとき。
- (5) 関係法令により行政上の処分を受けたとき。
- (6) この契約に基づく甲の指示に従わなかったとき。
- (7) 法人の役員等（役員又は支店若しくは営業所の代表者）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (8) 役員等が、自己、自社、若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (9) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (10) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (11) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

- 2 前項に該当する場合のほか、甲又は乙が、契約期間中においてこの契約を解除しようとするときは、相手方に対して3か月前に通知しなければならない。
- 3 第1項及び第2項の規定により、甲が契約を解除した場合は、甲は乙が損害を被ることがあっても賠償の責めは負わない。
- 4 甲または乙の何れかがこの契約に違反、その他信義に反する重大な事実があった場合は、他の当事者は書面による催告を行い、当該催告日より60日以内に当該違反が是正されなかったときは、直ちにこの契約を解除することができる。なお、この解除は損害賠償の請求を妨げない。

(不当介入に関する通報・報告)

第17条 乙は、この契約に関して、暴力団、暴力団員から不当介入を受けた場合は、これを拒否し、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに警察へ通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(予算の減額による契約の解除)

第18条 甲は、契約締結年度の翌年度以降において、当該契約の金額について、県予算の減額又は削除があった場合は、当該契約の内容等を見直すことなどにより予算の範囲内における変更契約の可能性などについても乙と十分協議したうえで、当該契約を継続することが困難である場合に限り、当該契約を解除することができる。

(感染症対策)

第19条 乙は、業務の従事者に対し仕様書で定める感染症について、ワクチン接種及び各感染症抗体価の管理等を実施しなければならない。

(履行不能の場合の措置)

第20条 乙は、天災その他不可抗力により、その責めに帰することができない事由により、この契約の全部又は一部を履行することができないときは、甲の承諾を得て、当該部分についての義務を免れるものとし、甲は当該部分についての請負代金の支払を免れるものとする。

第21条 (協議事項)

本契約に定めのない事項または本契約の条項の解釈に疑義を生じた場合は、甲乙誠意をもって協議し解決するものとする。

この契約の証として、この契約書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 沖縄県島尻郡南風原町字新川 118 番地の 1
 沖縄県立南部医療センター・こども医療センター
 院 長 和 氣 亨

乙 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
 ○○○○ ○○○○
 代表取締役 ○○ ○○

(別 記)

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報(生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものをいう。以下同じ。)の保護の重要性を認識し、この契約による業務を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(適正管理)

第3 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(作業場所の特定)

第4 乙は、甲の特定する作業場所において、個人情報を取り扱うものとする。特定した作業場所から当該個人情報を持ち出すことは、厳禁とする。

(収集の制限)

第5 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第6 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第7 乙は、この契約による業務を行うために甲から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、甲の承諾があるときはこの限りでない。

(業務従事者への周知)

第8 乙は、この契約による業務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該業務に関して知り得た個人情報を正当な理由なく他人に知らせ、又は当該業務の目的以外の目的に使用してはならないこと、沖縄県個人情報保護条例により罰則が適用される場合があることなど、個人情報の保護に必要な事項を周知させるものとする。

(再委託の禁止)

第9 乙は、この契約による個人情報取扱事務については自ら行うものとし、第三者にその取扱いを委託してはならない。ただし、甲が承諾した場合はこの限りでない。

(資料等の返還等)

第10 乙は、この契約による業務を行うために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは当該方法によるものとする。

また、甲の承諾を得て再委託をした場合、乙は甲の指示により、この契約の終了後直ちに当該再委託先から個人情報が記録された資料等を回収するものとする。

(調査)

第11 乙は、この契約による業務を行うにあたり取り扱っている個人情報の状況について、甲の求めがあった場合は、随時調査報告することとする。

(事故発生時における報告)

第12 乙は、この特記事項に違反する事態が生じ、又は生じる恐れのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(損害賠償)

第13 業務の処理に関し、個人情報の取扱いにより発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために生じた経費は、乙が負担するものとする。